

教育委員会会議録

開会の日時	令和2年5月19日 午後7時00分
閉会の日時	平成2年5月19日 午後7時20分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育長 北村 陽 教育長職務代理人 中西 康裕 教育委員 駒田 聡子・鍋島 健二・中村 孝史・永井 正高
会議録に署名する委員氏名	駒田 聡子・中西 康裕
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 鈴木 光代 学校教育部長 植村 法文 教育総務課長 前村 忍 学校統合推進室長 丸山 光 学校教育課長 大島 充代 社会教育課長 山口 真司 スポーツ課長 沖塚 孝久 文化振興課長 大西 隆 教育研究所長 西村 朱美 学校統合推進室副参事 中野 温 学校教育課副参事 山鹿 富生 学校教育課副参事 福岡 俊記 教育研究所副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 岡村 基司
会議に付した事件	議案第26号 伊勢市教育集会所条例の一部改正について 議案第27号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について 議案第28号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について 議案第29号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 駒田委員・中西委員を指名

会議に付する案件

議案第 26 号 伊勢市教育集会所条例の一部改正について

議案第 27 号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について

議案第 28 号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について

議案第 29 号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱
について

議案第 26 号は本日の審議後、6 月市議会定例会へ提出することになるため、伊勢市教育委員会会議規則第 14 条の規定において非公開とする旨、教育長から提案され承認。

教育長報告

議事に入る前に、私から報告をさせていただきます。

3 月 4 月の定例教育委員会を中止し、書面審査での承認、お忙しい中お時間をいただきありがとうございました。

おかげをもちまして、卒業式、入学式、臨時議会など大きな混乱はありませんでした。

前回の教育委員会から、少数ではありますが、子どもが関係する交通事故が発生しましたが、幸い生命に関わることは今のところありません。

新型コロナウイルスの感染者は子どもとその保護者、教職員には確認されていませんが、昨日から学校を段階的に再開しているところです。

感染症の予防については、学校における対策をこれからもできる限り万全を期したいと考えています。

委員の皆様にはご迷惑をおかけしますが感染症対策のため、会議の時間短縮など、ご協力をよろしくお願いします。

報告は以上です。

教育長

それでは、議事に入ります。議案第 26 号「伊勢市教育集会所条例の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

(以下、審議内容については非公開)

(原案どおり承認)

教育長

つづきまして、議案第 27 号「伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

4ページをご覧ください。

これは、教育研究所の副参事の職制を規定するため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

議案第27号「伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について」ご説明いたします。

本改正につきましては、本年4月より、教育委員会教育研究所に副参事を配置したことに伴い、その職制を規定するため、規則を改正するものでございます。

改正内容でございますが、6ページの新旧対照表をご覧ください。

右側が改正前、左側が改正後でございます。第5条の2第2項に新たに副参事を追加させていただくものです。

なお、この規則は公布の日から施行し、改正後の第5条の2第2項の規定は、令和2年4月1日から適用しようとするものでございます。

規則等の改正の有無については、十分注意をしていたところですが、第5条の2第2項職制の部分で、所要の改正がなされておりましたので、お詫び申し上げますとともに、本日ご提案させていただきました。

以上、議案第27号「伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしく願います。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第27号「伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第27号「伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

つづきまして、議案第 28 号「伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

7 ページをご覧ください。

これは、伊勢市奨学金支給条例第 4 条第 3 項の規定に基づき、委員を委嘱又は任命しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

議案第 28 号「伊勢市奨学金選考委員会委員の委嘱又は任命について」ご説明いたします。

伊勢市奨学金選考委員会は、伊勢市奨学金支給条例第 4 条において、教育委員会の附属機関であり、委員は教育委員会が委嘱し、又は任命すると規定されていることから、お手元の議案のとおりご審議を賜るものです。

なお、今回委嘱、任命しようとする方々は、校長会等からご推薦をいただいた校長先生方と市職員、また教育委員会で依頼をさせていただいた方でございます。そのうち、新たにお問い合わせするのは、教育委員の中西委員、御蘭中学校の橋校長先生、市健康福祉部 岩佐参事、伊勢市商工会議所専務理事の水島様でございます。

本日、教育委員会でご承認をいただきましたならば、令和 2 年 6 月 1 日をもって委嘱、任命させていただく予定です。なお、任期は 1 年で、令和 3 年 5 月 31 日までとなっております。

何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第 28 号「伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 28 号「伊勢市奨学生選考委

員会委員の委嘱又は任命について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

つづきまして、議案第 29 号「伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

9 ページをご覧ください。

これは、社会教育法第 15 条第 2 項及び伊勢市社会教育委員設置条例第 2 条並びに同法第 30 条第 1 項及び伊勢市立公民館条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

議案第 29 号「伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

これは、令和 2 年 5 月 31 日で社会教育委員兼公民館運営審議会委員の任期が満了となるため、社会教育法第 15 条第 2 項及び伊勢市社会教育委員設置条例第 2 条並びに同法第 30 条第 1 項及び伊勢市立公民館条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、お手元の議案のとおり委嘱をしようとするものでございます。

なお、今回委嘱しようとする皆様は、各団体から推薦をいただいた方々と学識経験者につきましては社会教育課からお願いした方でございます。

本日、教育委員会でご承認をいただきましたならば、令和 2 年 6 月 1 日をもって委嘱をさせていただき予定でございまして、任期は 2 年、令和 4 年 5 月 31 日までとなっております。

何卒、よろしくお願いいいたします。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問は無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第 29 号「伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことをございます。よって、議案第 29 号「伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了いたしました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

教育長

特にないようですので、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。